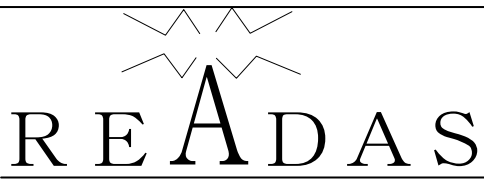


第 6007 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 不服申立

**Q**：税務署長等の処分不服があるときはどうしたらいいですか？

**A**：次の手続きがあります。

### 【解説】

#### ①再調査の請求

税務署長等が行った更正などの課税処分などに不服があるときは、「再調査の請求」をすることができます。再調査の請求は、原則として処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に再調査の請求書を提出します。なお、この再調査の請求を経ず、直接国税不服審判所長に審査請求を行うこともできます。

#### ②審査請求

税務署長等が行った処分不服があるときは、「審査請求」をすることができます。審査請求は再調査の請求を経ずに行うことができます。また、再調査の請求に対する税務署長等の判断になお不服があるときにも行うことができます。なお、審査請求は、原則として、再調査の請求を経ずに行う場合には処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、再調査の請求を経てから行う場合には再調査決定書謄本の送達を受けた日の翌日から1か月以内に、審査請求書を国税不服審判所長に提出することにより行います。

#### ③訴訟

国税不服審判所長の判断になお不服がある場合には、裁判所に訴えを提起することができます。この訴えの提起は、原則として裁決書謄本の送達を受けた日の翌日から6か月以内に行う必要があります。

